

民主党政権下で加速する国民総背番号制（共通番号・国民ID）導入

[1] 共通番号制・国民IDの検討経過と今後の予定

- 2009年8月 民主党 衆議院選挙 民主党政権政策 Manifesto2009
- 2009年12月22日 政府税制調査会 平成22年度税制改正大綱
- 2010年2月8日～4月21日 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会（国家戦略室）
※3月15日「番号に関する原口5原則」
- 2010年5月11日 IT戦略本部『新たな情報通信技術戦略』重点3課題(行政、医療教育、新市場)
- 2010年6月22日 IT戦略本部「導入に向けた工程表」
- 2010年6月18日 『新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～』（閣議決定）
- 2010年6月29日 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会『中間取りまとめ』
- 2010年6月29日 新年金制度に関する検討会 「新たな年金制度の基本的考え方(中間まとめ)」
- 2010年7月16日～8月16日 『中間取りまとめ』パブリックコメント実施
- 2010年10月28日 政府・与党社会保障改革検討本部設置（本部長 菅首相）
- 2010年11月11日～ 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会（内閣官房）
- 2010年12月3日 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会『中間整理』
- ※2010年12月5日 わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会(代表:北川正恭) 発足シンポ
- 2010年12月6日 民主党 税と社会保障の抜本改革調査会「中間整理」、税制改正PT提言
- 2010年12月8日 社会保障改革に関する有識者検討会報告『安心と活力への社会保障ビジョン』
- 2010年12月14日 社会保障改革に関する有識者会議「社会保障改革の推進について」閣議決定
- 2010年12月 IT戦略本部 電子政府に関するタスクフォース『国民IDコードの考え方』
- 2010年12月16日 政府税制調査会平成23年度税制改正大綱（←11月25日納税環境整備PT報告書）
- 2011年1月24日 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会『主要論点』
- 2011年1月31日 社会保障・税に関わる番号制度についての**基本方針**(政府・与党社保改革検討本部)
- 2011年1月31日 **番号制度創設推進本部設置**（内閣総理大臣本部長）
- 2011年2月～ 個人情報保護WG・情報連携基盤技術WG・社会保障分野検討会（サブWG）
- 2011年2月24日～3月23日 「共通番号」名称募集（番号制度創設推進本部）
- 2011年4月19日 個人情報保護・情報連携基盤合同WG（『情報連携基盤技術骨格案1・2』）
- 2011年4月28日 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会『**社会保障・税番号要綱**』

今後の予定（『社会保障・税番号要綱』『基本方針』）

- ・2011年6月 『**社会保障・税番号大綱**』公表
- ・2011(平成23)年秋以降 可能な限り早期に**番号法案**及び関係法律の関係法案を国会に提出
- ・法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置し、業務を開始
- ・平成23～24年度 2か年をかけて全国47都道府県で番号制度に関するシンポ（『基本方針』）
- ・2014(平成26)年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- ※「ICカードについては、確実な本人確認の実施や国民の利便性の向上を図る観点から、導入コストも勘案しつつ、国民への配布を検討」（『基本方針』）
- ・2015(平成27)年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始
- ・以降 段階的に利用範囲を拡大

[2]導入されようとしている「番号制度(共通番号制－国民ID)」の姿

(1) 導入目的・理念・基本的な考え方「一主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築」

『行政にとっても、国民それぞれの実情にあったサービスを提供するための前提としての正確な本人の特定ができず、したがって、真に手を差し伸べるべき人に対してセーフティネットの提供が万全ではなく、不正行為の防止や監視が必ずしも行き届かない状況にある。』(『基本方針』2頁)

『これらの事態は、我が国において、複数の機関に存在し、かつそれぞれに蓄積される個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤が存在しないことが大きな要因となっている。年金のように国民一人ひとりの情報が生涯を通じて「タテ」につながる必要性や、医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が分野を超えて「ヨコ」につながる必要性が、この基盤なしには充足しがたいのである。』(『基本方針』2頁)

『番号制度は、国や地方公共団体等が国民一人ひとりの情報をよりの確に把握し、一方、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するための必要不可欠な手段となるという、いわば国民と国・地方公共団体等との間の新しい信頼関係を築く絆となるものである。』(『基本方針』3頁)

※民主党政権下で「番号制度」の必要性を主張する多様な文脈＝「番号制度」の導入自体が目的？

- ・ 財政再建→増税・消費税→逆進性緩和・所得再配分→給付付き税額控除→所得把握→番号制度
- ・ 社会保障→給付と負担の公平、(真に必要とする)対象者の選別→所得把握の必要→番号制度
- ・ 行政の電子化(国民情報の共有・事務の効率化)→「名寄せ」の効率化→番号制度
- ・ 社会保障情報の入手・活用＝権利の保障→電子的な提供システム→本人認証の必要→番号制度
- ・ 「年金記録問題対策」＋年金保険料の未納を減らす→新たな年金制度を構築→番号制度
- ・ 成長戦略→「IT立国・日本」→利活用の遅れ→医療、介護、教育の生産性向上→番号制度
- ・ 個人情報保護＋国民による行政監視→自分の情報の使われ方の把握→番号制度
- ・ 大災害時→復興の中長期的な取組・災害発生時に即応→番号制度(『社会保障・税番号要綱』3頁)

(2) 国民の懸念への対応と個人情報保護措置(『中間取りまとめ』『社会保障・税番号要綱』)

1) 国民の懸念への対応

- ① 国家管理への懸念＝国家により個人の様々な個人情報が「番号」をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかと懸念
- ② 個人情報の追跡・突合に対する懸念＝「番号」を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、
 - 集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念
 - 集積・集約された個人情報によって、本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われたりするのではないかと懸念
- ③ 財産的被害への懸念＝番号制度の当面の利用範囲が社会保障及び税分野とされていることから、「番号」や個人情報の不正利用等により財産的被害を負うのではないかと懸念
 - ・ 制度上の保護措置(第三者機関の監視、自己情報へのアクセス確認、法令上の規制・罰則強化)
 - ・ システム上の安全措置(個人情報の分散管理、「番号」を用いない情報連携、アクセス制御、他)

2) 住民基本台帳ネットワークシステム最高裁判決との関係(『社会保障・税番号要綱』)

- ・ 住基ネット最高裁合憲判決(最判平成20年3月6日)を踏まえた番号制度の要件
 - ① 何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること

- ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置

・要件を充足する制度設計

- ①「番号」に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない旨、法律に規定するとともに、正当な理由のない提供行為等に罰則を設ける。
- ② (a) 情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関（「番号」に係る個人情報を保有する行政機関、地方公共団体及び関係機関のデータベースによる分散管理とし、
 (b) 法令で定める事務について「番号」に係る個人情報を情報保有機関間でやりとりするための電子情報処理組織（以下「情報連携基盤」という。）においては、「民－民－官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いることとし、
 (c) さらに当該符号を「番号」から推測できないような措置を講じる。
- ③「番号」を用いることができる事務の種類、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令に書き込むことで番号制度の利用範囲・目的を特定するとともに、情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイ・ポータル（情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示する電子情報処理組織）上で確認できるようにする。
- ④については、情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。
- ⑤については、行政機関の職員等による不正利用、不正収集等につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律より罰則を引き上げ、また、民間事業者及びその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に直罰規定を創設する。さらに守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げる。
- ⑥については、国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置する。

『番号制度においては、取り扱う個人情報が、住基ネットの本人確認情報よりも秘匿性の高い社会保障・税に関わる情報を中心としており、かつ、住基ネットが行わないこととしているデータマッチングを行うこととするものであることから、より一層高度の安全性を確保することが求められる。』

3) 第三者機関

- ・内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第3項の規定に基づきいわゆる三条委員会等の設置形態を検討
- ・権限・機能
 資料の提出・説明要求、苦情相談・調査、事業者への立ち入り検査、行政機関への実地検査（犯則調査又は犯罪の捜査等一定の事由を目的として保有されている個人情報は除く）、助言・指導・勧告・必要な措置の命令、接続部分の稼働前の監査、情報保護評価に関し助言指導・行政提出の報告書の承認、意見具申、行政機関から「番号」に係る個人情報ファイル保有の通知、普及啓発

(2) 個人に対する番号制度

1) 「番号制度」「番号」「共通番号」「国民IDコード」「リンクコード」・・・?????

「番号制度」＝『複数の機関に存在し、かつ、それぞれに蓄積される個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うために必要な、①付番（「番号」）を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み）、②情報連携（複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組み）、③本人確認（個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主本人であることを証明するための本人確認（公的認証）の仕組み）の3つの仕組みで構成される社会基盤』（『社会保障・税番号要綱』1頁注）

- a. 「番号」＝『新たに国民一人ひとりに付番される唯一無二の「民－民－官」（の窓口等）で利用可能な見える番号』（『社会保障・税番号要綱』3頁）＝「共通番号」
- b. 「国民ID（IDコード）」＝情報連携用の「見えない番号」
『「番号」は・・・個人情報保護の観点から、これを直接、（情報連携基盤を通じた情報提供の際に）個人を特定する共通の識別子として用いてはならない。』（『社会保障・税番号要綱』13頁）
- c. 「リンクコード」＝情報保有機関毎に付与され「番号」と「IDコード」を介在（『骨格案1 2頁』）
- d. 「社会保障分野にリンクコード付与？」＝分野内の情報連携サブシステム？「社会保障番号？」

2) 社会保障・税（共通）「番号」

①最低限の5条件（『中間整理』9頁、政府税制調査会納税環境整備PT報告書3頁）

- ・全員(国民)に悉皆的に付番
- ・一人一番号(唯一無二の番号)が確保
- ・目で見て確認できる
- ・民(個人)－民(会社)－官(国・地方)の関係で利用できる
- ・常に最新の住所情報が関連付け

②「番号」に何をを使うか

- a. 『中間取りまとめ』＝基礎年金番号or住民票コードor(住民票コードと対応させた)新たな番号
- b. 『中間整理』＝住基ネットを活用した（住民票コードと一対一対応した）新たな番号で検討
- c. 民主党税制改正PT提言＝住民票コードを利用して新たな番号を付番すべき
- d. 『基本方針』＝住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号。名称は国民の公募

③管理方法

- a. 『中間取りまとめ』＝一元管理方式or分散管理方式
- b. 『中間整理』＝データベースは分散管理方式。「番号」は分野により一元管理又は分散管理
- c. 『基本方針』＝データベースは分散管理。各分野の既存番号は当分の間並存（『基本方針』6頁）
「(見える＝窓口等で使用する)番号」と「(見えない＝情報連携用の)国民IDコード」の分離
『複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報について、国民ID制度で検討されている紐付けの方法(国民IDコード)を用いて、それぞれを紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用するための仕組みを「情報連携基盤」と称する』（5頁注）

④付番機関（法人番号は国税庁が付番し通知）

- a. 「平成22年税制改正大綱」＝歳入庁が適当である
- b. 『中間整理』＝（選択肢）①歳入庁、②内閣府、③総務省、④国税庁、⑤厚生労働省、等
- c. 『基本方針』＝歳入庁を検討しつつ、当面、付番と情報連携基盤の所管は総務省
- d. 『社会保障・税番号要綱』＝「番号」を生成する機関の在り方は、指定情報処理機関が住民票コードを生成してきたことを踏まえ、今後検討する

⑤付番対象、運用方法（『基本方針』）

- ・住民票コードの付番履歴を有する日本国民及び中長期在留者、特別永住者等の外国人住民（今後検討する番号の利用範囲等との整合性をとりつつ、上記以外への付番等についても検討）
- ・付番機関は付番を行うため、付番の基礎となるデータ（住民基本台帳に記載されている4情報（住所、氏名、生年月日、性別）・・・を保有している機関から必要な情報提供を受ける
- ・「番号」の通知は市町村長。「番号」の変更は請求可。（『社会保障・税番号要綱』7頁）

⑥利用分野

- 『中間取りまとめ』＝A案ドイツ型（税務分野のみ）・B-1案 アメリカ型（税務分野＋社会保障（現金給付））・B-2案 アメリカ型（税務分野＋社会保障（現金給付＋現物給付））・C案 スウェーデン型（幅広い行政範囲で利用）
 - 『中間整理』＝C案を視野に入れつつも、まずはB案から始める
 - 民主党税制改正PT＝B-1案での利用を推奨
 - 『基本方針』＝国民の利便性、導入コスト、プライバシー保護等を勘案しつつ、年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野とする。
 - 『社会保障・税番号要綱』＝例示7事務（年金・健康保険・介護保険・雇用保険・国税・地方税・条例に定めるもの）＋社会保障サブWGで検討＋地方公共団体の要望＋大災害時の活用
- ※具体的な利用事務は6月公表予定の『大綱』で示す（『社会保障・税番号要綱』3頁）

⑦「番号」の管理（『社会保障・税番号要綱』8頁～12頁）

- ・告知の際の本人確認・番号の真正性確保
- ・告知義務（『正当な利用目的で「番号」の告知を求められた者は、「番号」を告知しなければならず、正当な理由なく「番号」の告知を忌避してはならない』→ICカード常時携帯・提示義務へ）
- ・告知要求の制限
- ・虚偽の告知の禁止（『何人も虚偽の「番号」を告知してはならない』）
- ・罰則（『正当な理由なく、本人確認等義務、告知義務、告知要求制限、虚偽の告知の禁止に違反した場合』）
- ・閲覧・複製・保管等の制限
- ・安全管理措置義務
- ・電算処理の守秘義務
- ・委託・再委託の規制
- ・死者の識別情報
- ・マイ・ポータルで本人開示・訂正請求・利用停止請求、アクセス記録の本人開示（行政機関個人情報保護法14条を踏まえて除外事由を設定）
- ・システム構築の事前「情報保護評価」、など

3) 本人確認・・・ICカード（改良住基カード）

『「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主本人であることを証明するための本人確認（公的認証）の仕組みを構築するため、既存のシステムである公的個人認証及び住民基本台帳カードを番号制度の導入に合わせて改良し、活用することにより、本人確認を行う（以下改良される住民基本台帳カードを「ICカード」という。）。』（『基本方針』7頁）

『社会保障・税番号要綱』では（14～15頁）

- ・ ICカードの用途＝マイ・ポータルにログイン＋事業者等が本人確認をした上で「番号」を確認
- ・ 記載事項＝「番号」、「氏名」、「住所」、「生年月日」及び「性別」
- ・ 公的個人認証サービスが搭載された番号制度に対応する ICカード
- ・ 住民基本台帳カードが有する機能等に加え、次のとおり改良
 1. 現在は署名サービスのみに限られている公的個人認証サービスに認証用途を付加
 2. 電子証明書の有効期間を現行の3年から5年に延長
 3. 民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大
 4. 「番号」の告知の際、「番号」の真正性を担保するため、ICカードの券面に「番号」を記載

『情報連携基盤技術の骨格案（その2）』

- ・ 交付対象＝『自己情報へのアクセス記録を確認する者等』、住基カードと同様に代理人手続可
- ・ 発行＝住民基本台帳カードと同様の方法により市町村窓口で
- ・ 券面記載事項＝4情報及び顔写真、「番号」を記載するが希望しない者への対応は検討
- ・ ICチップ記録事項＝「番号」、『券面記載事項（4情報、顔写真及び「番号」等）をリーダーライタ及びソフトウェアで確認』

※カードの配布対象は明確でない（マイ・ポータルで自己情報にアクセスを希望する者だけか）

※既存のカード（住基カード、在留カード、健康保険証・・・）がどうなるかは不明

4) 情報連携基盤・・・「国民IDコード」

『番号制度構築に当たっては、各機関間の情報連携は情報連携基盤を通じて行わせることにより、情報連携基盤がデータのやり取りの承認やアクセス記録の保持を行い、国民が自己情報へのアクセス記録を確認できるようにするなど、個人情報保護に十分配慮した仕組みとする。また、番号制度の情報連携基盤がそのまま国民ID制度の情報連携基盤となり、将来的に幅広い行政分野や、国民が自らの意思で同意した場合に限定して民間のサービス等に活用する場面においても情報連携が可能となるようセキュリティに配慮しつつシステム設計を行うものとする』（『基本方針』6頁）

『情報連携基盤及び情報保有機関は、情報保有機関間で行われた情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報のやり取りに関するアクセス記録を一定期間保存』『番号』に係る個人情報を提供する行政機関は、当該情報及びその提供先について、行政機関個人情報保護法に基づく個人情報ファイルにあらかじめ記載』『情報保有機関は、都道府県知事に本人確認情報の提供を求めることができることとし、各情報保有機関の責任で保有する本人確認情報について各情報保有機関において必要な頻度で住基ネット上の本人確認情報との同期化』（『社会保障・税番号要綱』13～14頁）

『情報連携基盤技術の骨格案（その1）』では

- ・ 「見えない」IDコードを用いる情報連携
- ・ IDコードの2案（①住民票コード②住民票コードに対応した新しいコード）のうち②を採用
- ・ 「番号」を含む利用番号とIDコードの間に、IDコードと対応関係のある別の「見えない」コード（「リンクコード」）を介在させ、原則として情報保有機関ごとに異なるリンクコードを付与し、情報保有機関はそれぞれのリンクコードを用いて情報連携基盤にアクセス
- ・ 番号とコードの生成、付番
住民票コード←→可逆暗号方式←→IDコード←→可逆暗号方式←→リンクコード
住民票コード→乱数→「(共通)番号」、対照表（コード変換テーブル方式）で管理

- ・情報連携基盤はIDコードのみ保持し、リンクコードは連携終了後消去
- ・IDコードは情報連携基盤で、リンクコードは情報保有機関で保有し、本人に通知しない
- ・「番号」は個人からの変更請求をみとめ、IDコード・リンクコードは変更請求を想定しない
- ・リンクコードは情報保有機関毎に付与。社会保障分野内は別途検討
- ・番号制度の前提としての「紐付け」

情報保有機関の管理する4情報とリンクコード・IDコードの基盤となっている住基ネットの保有する4情報とを突合。そのため情報保有機関は住基ネットを活用し4情報を最新にリンクコードと「番号」等は、各情報保有機関で対照テーブルを保持

- ・「番号」等間の連携

照会元情報保有機関の「番号」←（対照テーブル）→照会元のリンクコード←（可逆変換）→IDコード←（可逆変換）→照会先のリンクコード←（対照テーブル）→照会先の「番号」等

- ・情報連携の目的・対象となる個人情報・連携パターンを法定、情報連携基盤がその都度承認
- ・アクセス記録（ログ）の保存（7年？）、マイ・ポータルで本人閲覧、第三者機関が閲覧分析
- ・情報連携基盤と各情報保有機関等を結ぶ回線は、霞が関WAN・LGWANを改良し対応

5) マイ・ポータル（サイト）

- ・自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるよう、インターネット上に個人一人ひとりに合わせて表示することができるマイ・ポータルを設ける（民間サービスの活用も検討）
- ・機能＝①自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認、②情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認、③電子申請、④行政機関等からのお知らせの確認
- ・ログインのために、公的個人認証に現在の電子証明書用の「署名用シリアル番号」に加え、オンライン利用のための「認証用シリアル番号」を付加。

(3) コスト・・・『中間取りまとめ』で粗い試算がされたのみ

「番号」の導入に係る費用・期間

「番号」を導入するための費用・期間は、一般的に情報の活用範囲を広くするほど関係者が増え、強力な個人情報保護対策が必要になるなど、多く・長くかかることとなる。
また、① 個人情報保護の仕組みのあり方やクラウドの利用等で相応の増減があり得ること、
② 費用を誰がどのように分担するか、別途検討の必要があること等にも留意する必要がある。

【一定の前提を置いた粗い試算】^(注1)

利用範囲	導入費用 ^(注2)			
	付番関係	情報連携基盤関係	情報活用関係	個人情報保護関係
A案 (税務分野)	・付番、通知、番号管理プログラム開発等費用 (200億～300億円程度)	・情報連携のためのシステム開発等及びネットワーク費用 (500～700億円程度)	・税務関係機関におけるシステム開発費用(地方公共団体の地方税部局含む。) (600～1300億円程度)	・個人情報保護関係 ・第三者機関の設置 ・自己情報管理機能 ・強固なセキュリティ ・ICカード導入 (2～3千億円程度) など
B案 (税務) + (社会保障) 分野			・社会保障関係機関(保険者及び地方公共団体福祉部局等)のシステム開発費用(700～800億円程度)	
C案 (幅広い行政分野)			・医療機関や介護事業所等におけるシステム開発費用 ・各機関におけるシステム開発費用	

期間 ← 3～4年程度^(注3) → 追加で行う事次第で更に時間がかかる → 保護の仕組みの複雑さによっては追加期間が必要

(注1) 海外事例や個別分野における過去のシステム改修費用等を参考とし、それと同程度の開発・改修が必要となる等という仮定に基づいて試算したのもある。従って、番号の制度設計によって、実際のシステム改修の程度やその費用が異なることに留意。
(注2) 運用経費(ランニングコスト)が別途必要であることに留意。
(注3) A案でも制度導入(番号配布)までに3年程度、システム稼働までに4年程度。

[3]問題点

(1) 何のための番号か、前提の検討をせぬまま、導入だけが推進

- 税・・・所得の正確な把握は可能か
 - 社保・・・社保カードで疑問視された3証一枚化がそのままメリットとして
 - 格差是正・・・「給付付き税額控除」方式がはたしていいのか
- 番号導入を前提として、利用事務を募るという本末転倒
利用業務が不明確では付番管理の対象者も不明確（「ユースケース検討が不十分」）

(2) 結局は、住民票コードによる一元的管理

番号はすべて住民票コードから生成、住基ネットから4情報提供、住基カードの改良・利用拡大
住基ネットの再構築→当初心配された一挙の利用拡大が現実に・・・反対してきた民主党なのに

(3) 「国民の懸念」は解決できるか

- ・「国民の懸念」への対応が書かれているのは検討会の『中間取りまとめ』『社会保障・税番号要綱』
政府・与党社保改革本部決定の『基本方針』には触れられていない
- ・「成りすまし」「カードの不正取得」は防げるか、利用の「不正に」「みだりに」は誰が判断・・・
- ・「対策」は、第三者機関設置以外は住基ネットと同様・・・それで「懸念」は払拭できなかった
- ・「国家による監視の強化」は防げるか？

rf.『総務省が情報保有機関として情報連携基盤に接続する場合には、総務省が情報保有機関と情報連携基盤の双方を兼務・・・これは、総務省が個人情報を一元的に管理することができる機関となることから、最高裁判断枠組みに適合するために十分でない。』（山口委員質問書B-6）

- ・管理のための番号ではなくサービス・権利保障のためというが、番号付番・利用の選択権はない
- cf.原口前総務大臣「選択制」発言（2009年12月24日毎日新聞インタビュー）

『番号は人から付けられるものでも、強制されるものでもない。出入り自由が大事だ。』

※その後「番号に関する原口5原則」に変質

やぶれっ！住基ネット市民行動『住基ネット「選択制」検討についての質問書』参照

cf. IT戦略本部 電子行政タスクフォース『国民IDコードの考え方』（第6回TF資料）

国民IDコードの有すべき性質の論点 3.悉皆性『◆全ての者に対する確実な行政サービスの提供や行政事務の正確かつ効率的な実施と整合性を確保しつつ、国民ID制度を利用したくない者のニーズに応える方法として、どのような方法があり、そのような方法とした場合にどのような問題が生じるか。』

cf.情報連携基盤技術WG 山口英委員質問書（2011年4月11日 B-11）

『自己情報コントロール権の観点から、また柔軟な情報連携の実現の観点から、本人同意の仕組みも追加すべきである。単なる個人情報の「開示請求権」だけでなく、情報保有機関から別の機関への自己情報の連携に対して、本人の同意を取り付けるオプトイン、オプトアウトの標準的な仕組みが必要』

(4) 無駄、使えない、コスト、拙速・強引な進め方

- ・「意見募集」の仕方(4案からの選択のみで、制度に対する意見は拒否)
- ・『制度面での解決方法を提示しないまま技術的解決ばかりを考えるために無意味に複雑なシステムを構成』『「情報連携基盤」での情報連携の敷居が高いほど情報連携がなされないか、または迂回された情報連携を助長することになる。そのため利用されない「基盤」になる可能性が高い』（山口質問書B-14）